

# 「林野火災注意報・警報」の運用 が始まります！

令和8年3月1日から、林野火災の予防を目的として、林野火災注意報と林野火災警報の運用を開始します。

林野火災注意報発令中は火の使用制限の努力義務、林野火災警報発令中は火の使用制限の義務が発生し、違反すると罰則の適用があります。

発令対象期間は、1月から5月です。

## 林野火災注意報

- 発令基準 ①か②のどちらかに該当
  - ①前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ前30日間の合計降水量が30mm以下の場合
  - ②前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ乾燥注意報が発表された場合

- 火の使用制限・・・努力義務  
※たき火・火入れ・草焼きは控えてください
- 罰則・・・・・・・・なし

## 林野火災警報

- 発令基準  
林野火災注意報の発令基準に加えて、強風注意報の発表や管内の火災発生状況等を勘案して発令します

- 火の使用制限・・・義務  
※たき火・火入れ・草焼きはできません
- 罰則・・・・・・・・あり

**火の使用制限に違反した場合は、消防法第44条による罰則(30万円以下の罰金又は拘留)の適用があります。**

### 【制限事項】

- 山林、原野等において火入れをしないこと。
  - 煙火を消費しないこと。ただし、消防長が火災の予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。
  - 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
  - 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
  - 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて消防長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
  - 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。
- ※裸火を使用して火の粉が飛散する行為(とんど、草焼き、畔焼き、キャンプファイヤー等)は制限の対象です！**

### 【地域の皆様へのお知らせ方法】

林野火災注意報・警報が発令された場合は、次の方法により地域の皆様へお知らせします。

- 消防車両による巡回広報
- 防災メールによる配信
- 防災行政無線(大崎上島町)
- 東広島市消防局ホームページ
- 東広島市消防局公式SNS(X、インスタグラム)など

防災メールの登録は、下の二次元コードを読み込み登録手続きへ進んでください。



東広島市



竹原市



大崎  
上島町



林野火災注意報・警報の詳細はこちら

# 枯草を焼却する機会が多い1月～5月 は、火災原因の**5割以上**が**たき火** です

※たき火とは、屋外で裸火を使用して火の粉が飛散する行為のことを言い、草焼き、畦焼き、池の土手焼きなどが含まれます

## 【火災が発生する要因】

たき火から火災に発展する主な要因は**乾燥**と**強風**です。

**空気が乾燥**するとことで可燃物（枯草や木材）に含まれる水分量が低下し、**火が着きやすくなります。**

**強風により**、たき火の炎が大きくなり、周囲の枯草に**燃え広がりやすくなります。**いったん燃え広がると消火は困難です。

たき火を行う場合は、次のことを守ってください。

- 消火の準備を行う。
- 完全に火が消えるまでその場を離れない。
- 少しずつ焼却する。
- 空気が乾燥し、風が強い日はたき火を控える。**←これが一番の火災予防対策です！！
- たき火を行う場合は、あらかじめ消防署に届出を行う。**



出典：消防庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp/>)

屋外で裸火を使用して火の粉が飛散する行為（とんど、草焼き、畔焼き、キャンプファイヤー等）を行う場合は、**「火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為の届出」**を行ってください。

なお、この届出は消防が予め火災とまぎらわしい焼却行為を把握することで、誤報による出動を防止すること、焼却行為者に対して事前に防火指導を行うことを目的としており、許可ではありません。

## 【届出方法】次のいずれかの方法で届出てください

### 書面での届出

届出書に必要事項を記載し、お近くの消防署又は分署に提出してください。

【様式のダウンロード場所】  
消防局予防課のホームページ  
⇒火災予防条例に関する様式

### 電子申請による届出

消防局予防課のホームページ又は下の二次元コードから申請してください。



### 電話による届出

たき火を行う日時、場所、行為者の氏名、連絡先等をお近くの消防署又は分署に連絡してください。

## 【お問い合わせ】

消防局予防課 (082-422-6341)

東広島消防署 (082-422-6567)

東広島消防署西分署 (082-428-0119)

東広島消防署高屋分署 (082-491-0119)

東広島消防署南分署 (0823-82-0119)

東広島消防署北分署 (082-432-2119)

東広島消防署東分署 (082-437-0119)

東広島消防署安芸津分署 (0846-45-0119)

竹原消防署 (0846-23-0119)

竹原消防署忠海分署 (0846-26-0420)

大崎上島消防署 (0846-65-2056)

